

令和 6 年 1 2 月 愛 荘 町 議 会 定 例 会 追 加 議 事 日 程

令和 6 年 1 2 月 2 0 日 午 時 分開議

- 追加日程第 1 議案第 7 7 号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 2 議案第 7 8 号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 3 議案第 7 9 号 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 4 議案第 8 0 号 湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 追加日程第 5 議案第 8 1 号 中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 追加日程第 6 議案第 8 2 号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 追加日程第 7 議案第 8 3 号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 追加日程第 8 議案第 8 4 号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 追加日程第 9 議案第 8 5 号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 追加日程第 1 0 議案第 8 6 号 令和 6 年度愛荘町一般会計補正予算（第 8 号）
- 追加日程第 1 1 議案第 8 7 号 令和 6 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 追加日程第 1 2 議案第 8 8 号 令和 6 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 追加日程第 1 3 議案第 8 9 号 令和 6 年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 1 4 議案第 9 0 号 令和 6 年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（令和 6 年 1 2 月 日 午 時 分 ）

議案第 77 号

愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 20 日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 愛荘町職員の給与に関する条例（平成 18 年愛荘町条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 68.75」を「100 分の 71.25」に改める。

第 23 条第 2 項第 1 号中「100 分の 102.5」を「100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 48.75」を「100 分の 51.25」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 行政職給料表（第 3 条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500

16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900

53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	

	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
	94		299,400	347,400			
	95		299,700	347,800			
	96		300,100	348,200			
	97		300,300	348,400			
	98		300,600	348,800			
	99		301,000	349,200			
	100		301,400	349,500			
	101		301,600	349,800			
	102		301,900	350,200			
	103		302,200	350,600			
	104		302,500	351,000			
	105		302,700	351,500			
	106		303,000	351,900			
	107		303,300	352,300			
	108		303,600	352,700			
	109		303,800	353,200			
	110		304,200	353,600			
	111		304,600	353,900			
	112		304,900	354,200			
	113		305,100	354,700			
	114		305,300				
	115		305,600				
	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
再任用職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

第2条 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（愛荘町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第22条第2項および第3項ならびに第23条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定（給与条例第22条第2項および第3項ならびに第23条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和6年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第78号

愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年12月20日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例（平成18年愛
荘町条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100
分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第2条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の
175」を「100分の172.5」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日か
ら施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関
する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年12月1
日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の愛
荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の規定に基づいて支給さ
れた給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 79 号

愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年愛荘町条例第
22号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

職務の級 号給	1 級
	給料月額
	円
1	183,500
2	184,600
3	185,800
4	186,900
5	188,000
6	189,700
7	191,300
8	192,900
9	194,500
10	196,200
11	197,800
12	199,400
13	201,000
14	202,700
15	204,400
16	206,100

17	207, 400
18	209, 000
19	210, 600
20	212, 100
21	213, 600
22	215, 200
23	216, 800
24	218, 400
25	220, 000
26	221, 700
27	223, 000
28	224, 300
29	225, 600
30	226, 700
31	227, 800
32	228, 900
33	230, 000
34	231, 100
35	232, 200
36	233, 300
37	234, 400
38	235, 400
39	236, 400
40	237, 300
41	238, 200
42	239, 100
43	239, 900
44	240, 700
45	241, 400
46	242, 000

47	242, 600
48	243, 200
49	243, 800
50	244, 400
51	245, 000
52	245, 500
53	246, 000
54	246, 400
55	246, 700
56	247, 000
57	247, 300
58	247, 600
59	247, 900
60	248, 200
61	248, 500
62	248, 800
63	249, 100
64	249, 400
65	249, 700
66	250, 000
67	250, 300
68	250, 600
69	250, 900
70	251, 200
71	251, 500
72	251, 800
73	252, 100
74	252, 400
75	252, 700
76	253, 000

77	253, 300
78	253, 600
79	253, 900
80	254, 200
81	254, 500
82	254, 800
83	255, 100
84	255, 400
85	255, 700
86	256, 000
87	256, 300
88	256, 600
89	256, 900
90	257, 200
91	257, 500
92	257, 800
93	258, 100

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第 80 号

湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 月 20 日

愛荘町長 有村 国知

湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
湖東三山館あいしょうの指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求める。

記

1 公の施設の名称、所在地および施設

名 称	所 在 地
湖東三山館あいしょう	愛荘町松尾寺 1 3 9 5 番地 1
駐車場	愛荘町松尾寺 1 3 9 5 番地 7
従業員駐車場	愛荘町松尾寺 1 3 9 5 番地 3

2 指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名

- (1) 所在地 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 8 2 5 番地
- (2) 名 称 一般社団法人 愛荘町観光協会
- (3) 代表者 代表理事 山田 康義

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 8 1 号

中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

愛荘町長 有村 国知

中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法
(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求める。

記

1 公の施設の名称、所在地および施設

名 称	所 在 地
中山道愛知川宿街道交流館	愛荘町愛知川 3 8 番地 2

2 指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名

- (1) 所在地 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 8 2 5 番地
- (2) 名 称 一般社団法人 愛荘町観光協会
- (3) 代表者 代表理事 山田 康義

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 82 号

契約の締結につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 20 日

愛荘町長 有村 国知

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（平成 18 年愛荘町条例第 52 号）第 2 条の規定により、議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 5 年度 工事第 7 号
愛荘町役場庁舎等リニューアル工事（給排水冷暖房工事）
- 2 変更契約の金額
変更前の契約金額 96,450,200 円
変更後の契約金額 99,099,000 円
- 3 契約の相手方
住 所 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 249 番地
氏 名 株式会社 湖東工業所
代表取締役 上林 清作

議案第 83 号

契約の締結につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 20 日

愛荘町長 有村 国知

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（平成 18 年愛荘町条例第 52 号）第 2 条の規定により、議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 5 年度 工事第 8 号
愛荘町役場庁舎等リニューアル工事（建築工事）
- 2 変更契約の金額
変更前の契約金額 457,510,900 円
変更後の契約金額 478,049,000 円
- 3 契約の相手方
住 所 滋賀県蒲生郡日野町松尾五丁目 1 番地
氏 名 株式会社 奥田工務店
代表取締役 北川 昭市

議案第 84 号

契約の締結につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 20 日

愛荘町長 有村 国知

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（平成 18 年愛荘町条例第 52 号）第 2 条の規定により、議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 5 年度 工事第 9 号
愛荘町役場庁舎等リニューアル工事（電気設備工事）
- 2 変更契約の金額
変更前の契約金額 108,747,100 円
変更後の契約金額 118,455,700 円
- 3 契約の相手方
住 所 滋賀県草津市川原町 132 番地の 4
氏 名 株式会社 中島電業所
代表取締役 中嶋 良典

議案第 85 号

契約の締結につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 20 日

愛荘町長 有村 国知

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（平成 18 年愛荘町条例第 52 号）第 2 条の規定により、議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 6 年度 繰越工事第 2 号
秦荘中学校管理教室棟大規模改造その他工事
- 2 変更契約の金額 変更前の契約金額 164,758,000 円
変更後の契約金額 169,173,400 円
- 3 契約の相手方
住 所 滋賀県彦根市小泉町 78 番地の 21
氏 名 株式会社 伊藤組
代表取締役 奥村 善行